

3

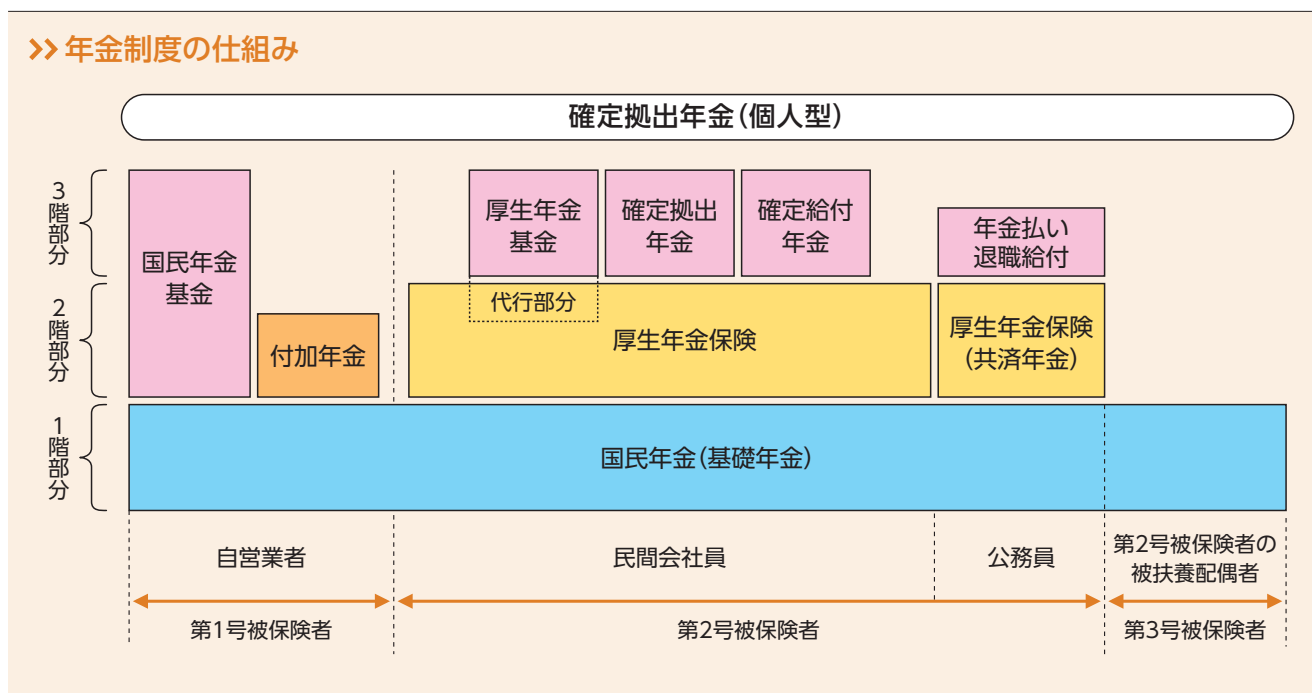


企業等で働く人の年金

年金に上乗せがある

年金は厚生年金基金等の企業年金を上乗せする3階を足すと、下記の図のようになっています。

>> 年金制度の仕組み



知ってトクする!

年金の3階部分は手厚い

企業等で働く人は自営業の人よりも年金が手厚い場合が多いです。

企業等で働く人は国民年金のほかに厚生年金があり、これを1階+2階としますと、ここにさらに3階部分と呼ばれる企業年金が上乗せになっている場合があります。企業年金は企業が掛け金を出してくれて退職金の全部または一部を年金として受け取るものです。自分の会社がどのような企業年金制度に加入しているか、確認してみましょう。追加の年金があれば、老後の設計も少し安心ですね。

自営業の方は国民年金基金や確定拠出年金(個人型)で上乗せすることができます。

小耳を拝借 ⑥ 11)

手続きは会社はやってくれない

長年会社勤めをしていると、会社の事務の方がなんでもやってくれると思っている方が少なくないようです。企業年金は会社が手続きしてくれますが、給料で天引きされていても公的年金の手続きは自分でなくてはなりませんよ、とセミナーでお話すると、エッと驚かれる方が必ずいらっしゃいます。受給権が生じる2~3ヶ月前くらいに、日本年金機構から請求書が送られてきます。

また、個人年金は受取開始前に「年金受け取りのための案内」が送られてきますので、それに基づき手続きを行います。また、年金の請求には、公的年金は5年、個人年金は加入している会社が定めている期間（例えば3年）の時効があります。「すぐに必要ないから」とうっかり請求し忘れないようにしましょう。

企業年金と個人年金

年金制度には公的年金制度と私的年金制度があります。私的年金制度は大きく分けて企業年金と個人年金に分けることができます（個人年金についてはP.30で解説しています）。

企業年金とは、企業が従業員のために退職後に、より安定したセカンドライフが送れるよう独自に設けている年金制度のことです。企業年金は「確定給付型」と「確定拠出型」に分けることができます。

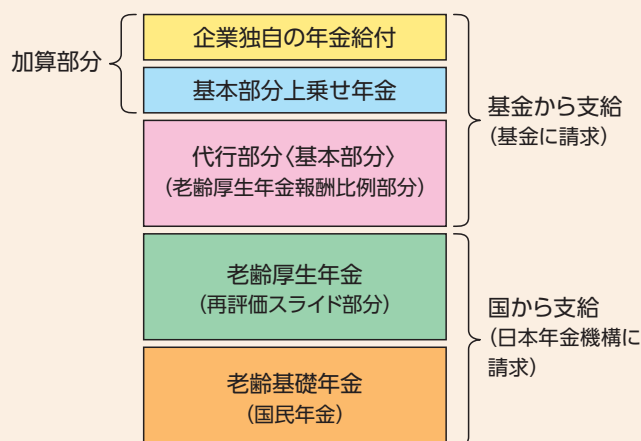
確定給付型には「厚生年金基金制度」と「確定給付型年金制度」があります。

確定給付型年金制度は受け取る年金額が決まっており、企業が運用（受け取る年金額）に責任を持ちます。従業員としては年金額が決まっているので、老後の生活設計が立てやすい年金です。退職時に会社を通じて請求し、金融機関から直接支払いを受けます。

厚生年金基金とは本来国から受け取る厚生年金の一部を国に代わり基金から受け取り、さらに企業独自の年金を基金から受け取る制度です。受け取る際には基金（または企業年金連合会）から請求書が送られてきます。

企業年金	
● 厚生年金基金制度	
● 確定給付企業年金制度（規約型・基金型）	
● 確定拠出年金制度（企業型）	
● 自社年金制度	
● 中小企業退職金共済制度	
● 特定退職金共済制度	
個人年金	
● 国民年金基金	● 確定拠出年金（個人型）
● 小規模企業共済	● 財形年金
● 拠出型企業年金保険	● 個人年金保険
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> …企業との契約が必要なもの </div>	

>> 厚生年金基金のしくみ



確定申告時等に所得控除の対象となる制度



右の制度等に加入して保険料を納めていると、確定申告時等に所得控除を受けることができます。

加入制度	所得控除の種類
国民年金基金	社会保険料控除
確定拠出年金（個人型）	所得控除
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除
個人年金保険	個人年金保険料控除

当コンテンツに掲載されている情報は、セカンドライフにかかわる一般的な社会保険等の情報です。記載以外のケースや適用要件等がある場合もあります。また、2017年7月末日現在の情報を基に記載していますので、今後確定する法令等において内容が変更となる場合もあります。個別の事案につきましては、年金事務所・ハローワークや社会保険労務士等の専門家にご確認ください。

確定拠出年金とは

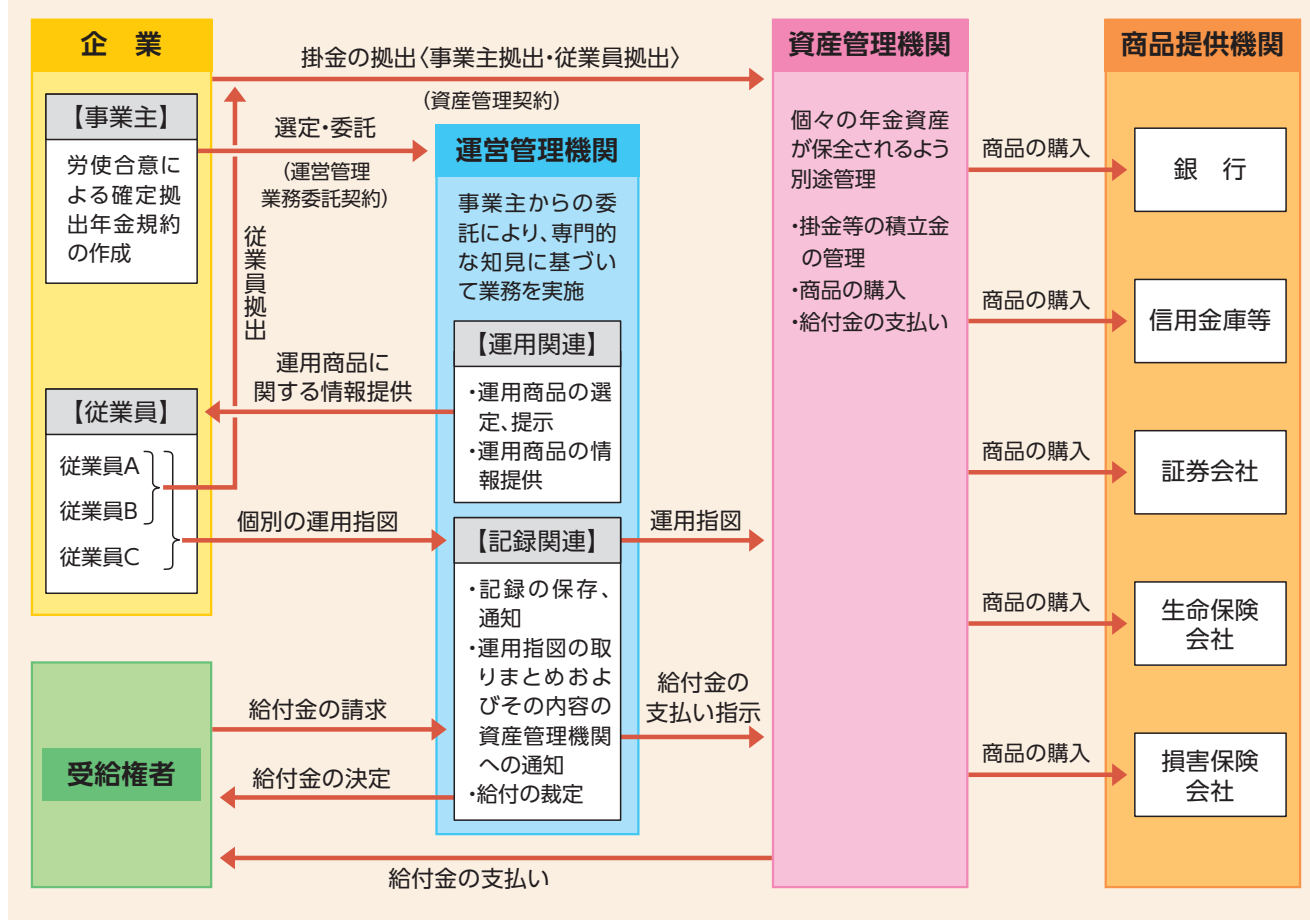
確定拠出年金制度の「企業型」と「個人型」

老後資金を確保するための年金制度の一つに確定拠出年金制度があります。この制度には、①運用商品はあらかじめ定められた商品の中から加入者が選択する、②運用実績によっては受取金額が変動する、③加入者が60歳以降になった際に、その運用の結果に基づいて給付を受ける、④受け取り時および運用時に税制の優遇措置がある、などの特徴があります。

そして、確定拠出年金制度では掛金を企業が拠出する企業型と、個人が掛金を出す個人型の2種類の制度があります。

企業型とは事業主が従業員に対して拠出した掛金を従業員が運用商品（定期預金・投資信託等）の中から運用商品で自分で選び、運用し、その運用に基づいて60歳以降に年金を受け取る制度です。受け取りの際には運営管理機関に請求します。

>> 確定拠出年金制度(企業型)のイメージ図



出所：厚生労働省「確定拠出年金制度の概要」

確定拠出型（企業型）は受け取る年金額は決まっておらず、企業は従業員に掛金を拠出し、従業員自ら運用する商品を選び運用し、自分で退職後の年金を作ります。

確定拠出年金制度（個人型）

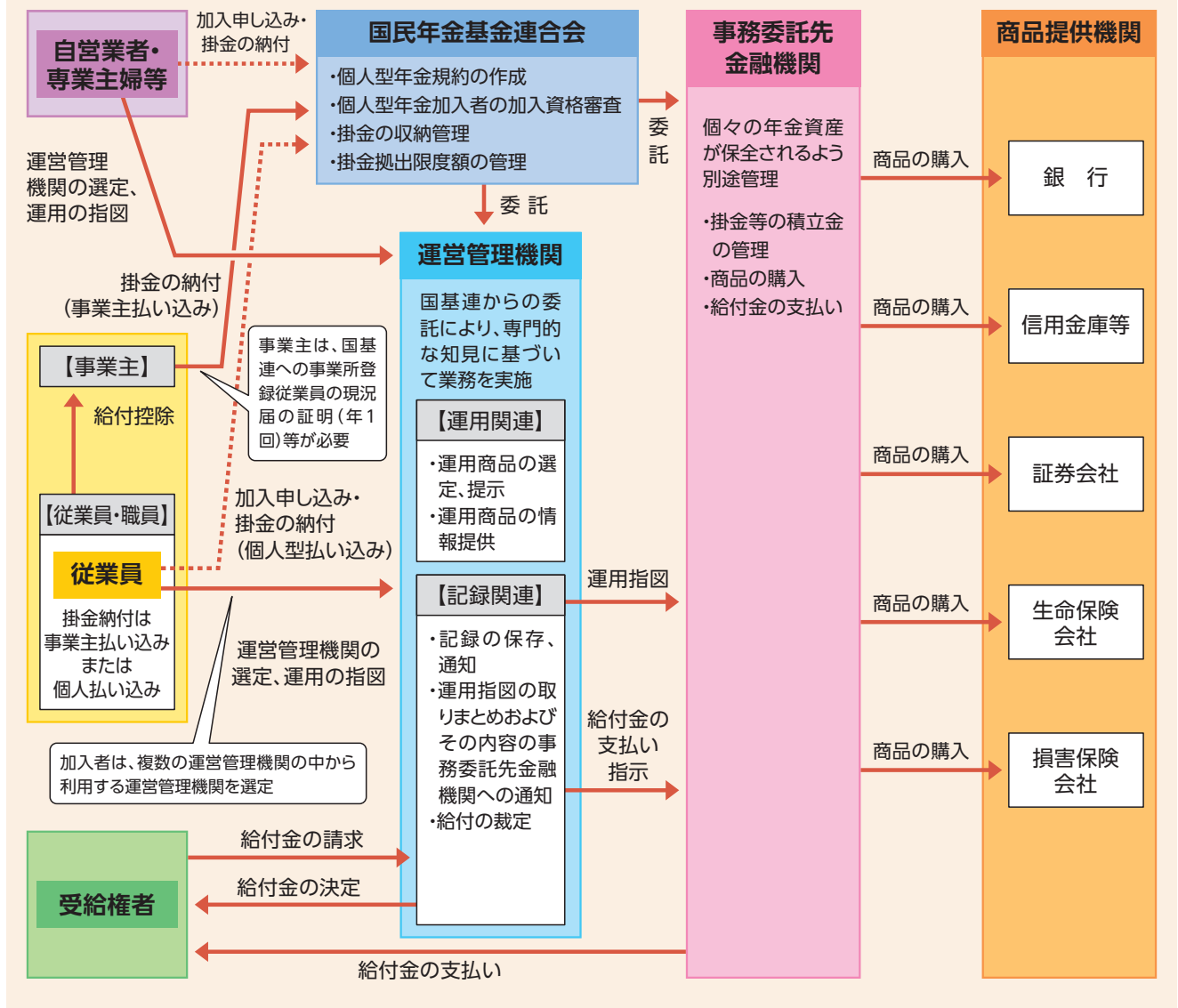
個人型の確定拠出年金制度に加入できるのは、従来は自営業者（国民年金第1号被保険者）と企業型制度を導入せず、かつ他の企業年金制度もない企業に勤めている従業員のみでした。しかし、制度改正により、平成29年1月から加入者の範囲が広がりました。掛金を個人が拠出し、運用商品（定期預金・投資信託等）の中から商品を選んで運用し、その運用に基づいて60歳以降に年金を受け取る制度です。受け取りの際には運営管理機関に請求します。

加入者と掛金年間上限額（平成29年1月～）

企業年金制度がない会社に勤めている従業員	27.6万円
企業年金制度がある会社に勤めている従業員	24.0万円*
公務員	14.4万円
専業主婦・専業主夫（国民年金第3号被保険者）	27.6万円
自営業者（国民年金第1号被保険者）	81.6万円

*企業年金の種類によって異なる。

確定拠出年金制度（個人型）のイメージ図



出所：厚生労働省「確定拠出年金制度の概要」

当コンテンツに掲載されている情報は、セカンドライフにかかわる一般的な社会保険等の情報です。記載以外のケースや適用要件等がある場合もあります。また、2017年7月末現在の情報を基に記載していますので、今後確定する法令等において内容が変更となる場合もあります。個別の事案につきましては、年金事務所・ハローワークや社会保険労務士等の専門家にご確認ください。

知ってトクする!

個人型DC? iDeCo?

個人型の確定拠出年金への加入者が平成29年1月より拡大され、政府もPRを盛んに行っています。個人型確定拠出年金 Individual-type Defined Contribution Pension Plan の略で個人型DCと呼ばれたり、厚生労働省の愛称募集によりiDeCo（イデコ）と呼ばれて報道されたりなど、いろいろな呼び名が使われているので混乱してしましますが、どれも同じものです。

改正により以前は加入できなかった「公務員・国民年金の第3号被保険者・企業型確定拠出年金の加入者（企業型確定拠出年金加入者が個人型に加入する場合は規約に定めが必要）・企業型確定拠出年金以外の企業年金加入者」も加入できるようになりました。掛金は全額所得控除の対象（第3号被保険者が個人型DCに加入した場合には所得控除を受けることはできない）となり、運用益も非課税、そして受け取る際にも税制優遇措置があり、セカンドライフへの備えとして大いに活用したいところです。

ただし、60歳にならないと引き出せないなどの細かい決まりもありますので、加入を検討する際には注意をしましょう。

（参考）国民年金基金

自営業の人は厚生年金がなく老後の生活の収入である年金が、会社員に比べて少ないのが現状です。そこで国民年金基金制度に加入することにより、国民年金に上乗せをすることができます。国民年金基金には、国民年金の第1号被保険者で国民年金の保険料を納めている人が加入できます。

年金には終身年金2種類と確定年金5種類があり、年金の種類等を選び組み合わせで加入します。ただし、1口目は終身年金を選ぶ必要があります。また掛金は68,000円/月までとなっています。

A型	65歳支給開始	終身年金(保証期間15年)
B型	65歳支給開始	終身年金(保証期間なし)
I型	65歳支給開始	15年確定年金
II型	65歳支給開始	10年確定年金
III型	60歳支給開始	15年確定年金
IV型	60歳支給開始	10年確定年金 (50歳1月以上の人は加入できない)
V型	60歳支給開始	5年確定年金 (50歳1月以上の人は加入できない)

小耳を拝借 ⑥ 海外で年金を受け取るには

セカンドライフで海外移住を考えている場合、年金はどうなるのでしょうか。まずはじめに、各市区町村で海外転出届を提出します。この転出届を出すことで日本の居住者ではなくなるので、翌年度の住民税を払う必要がなくなります。

海外転出届を出したあとに年金事務所に行き、「年金の支払を受ける者に関する事項」「年金受給権者住所変更届」「年金受給権受取機関変更届」の書類を提出します。

年金を受け取る金融機関は海外でも日本でもどちらでも可能です。ただし、所得税は日本の課税ではなく、滞在国の税金となります。税金の安い国に行くと結果として節税になります。